

令和 3 年 7 月 14 日
電力・ガス取引監視等委員会

託送供給等約款の変更の認可の一部取消しに関する 意見聴取について意見を回答しました

電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた東京電力パワーグリッド株式会社の託送供給等約款の変更の認可の一部取消しについて審査を行い、本日、当該一部取消しを行うことに異存がない旨を回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

東京電力パワーグリッド株式会社(以下、「東電 PG」という。)は、2021 年 4 月 1 日から実施する約款について、同年 3 月 10 日付けで、経済産業大臣(以下、「大臣」という。)宛に変更認可申請を行い、本委員会における審査を経て、同年 3 月 18 日付けで大臣より変更認可を受けました。

しかしながら、東電 PG は、当該変更認可手続きの際、変更認可申請書に既存の料金とは異なる値を記載しており、また当該部分については、変更する予定ではなかったことから、申請時に提出される変更の理由書に記載がなく、新旧対照表にも含まれていませんでした(当該料金は、2021 年 10 月 1 日以降に適用される料金で、現在はまだ適用されていません。)

このため、手続き上の不備がある状態で行われていることから、2021 年 3 月 18 日付けで変更認可された約款のうち、当該部分について、東電 PG から、2021 年 7 月 9 日付けで大臣あてに託送供給等約款の変更の認可の一部取消しを求める依頼書の提出があり、同日付けで大臣から意見の求めがありました。

当該部分については、適正な手続きに基づいて変更認可が行われたものではなく、当該変更認可については法律上の瑕疵があったものと認められるため、本日、大臣へ当該料金部分について変更認可の一部を取り消すことに異存がない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

2. 添付資料

託送供給等約款の変更の認可の一部取消しについて(回答)

※委員会資料はこちら。

https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc/335_haifu.html

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課長 田中
担当者:高橋、茂木
電話:03-3501-1585(直通)